

令和 **7** 年度

市民税・県民税 申告の手引き・日程表
(国民健康保険税)

盛岡市

住民税の電子申告が
できるようになりました

申告に必要な
資料を準備する！

STEP1



ガイドに沿って
金額をスマホや
パソコンで入力

STEP2



申告書完成！

市民税・県民税
申告書

STEP3



あとは
ぴったり
サービスで
送信。
申告完了!!

STEP4



スマホ・パソコンで
24時間
どこからでも
申告できる！

マイナンバーカードと
マイナポータルの
ダウンロードで誰でも
申告できます。HPはこちら！



これまでと同様に郵送での申告や相談会場での申告も可能です。
申告書の書き方は2ページ以降を、各申告相談会場の日程は12ページを参照してください。

▼所得税の確定申告をする人は、アイーナ会場を利用してください。

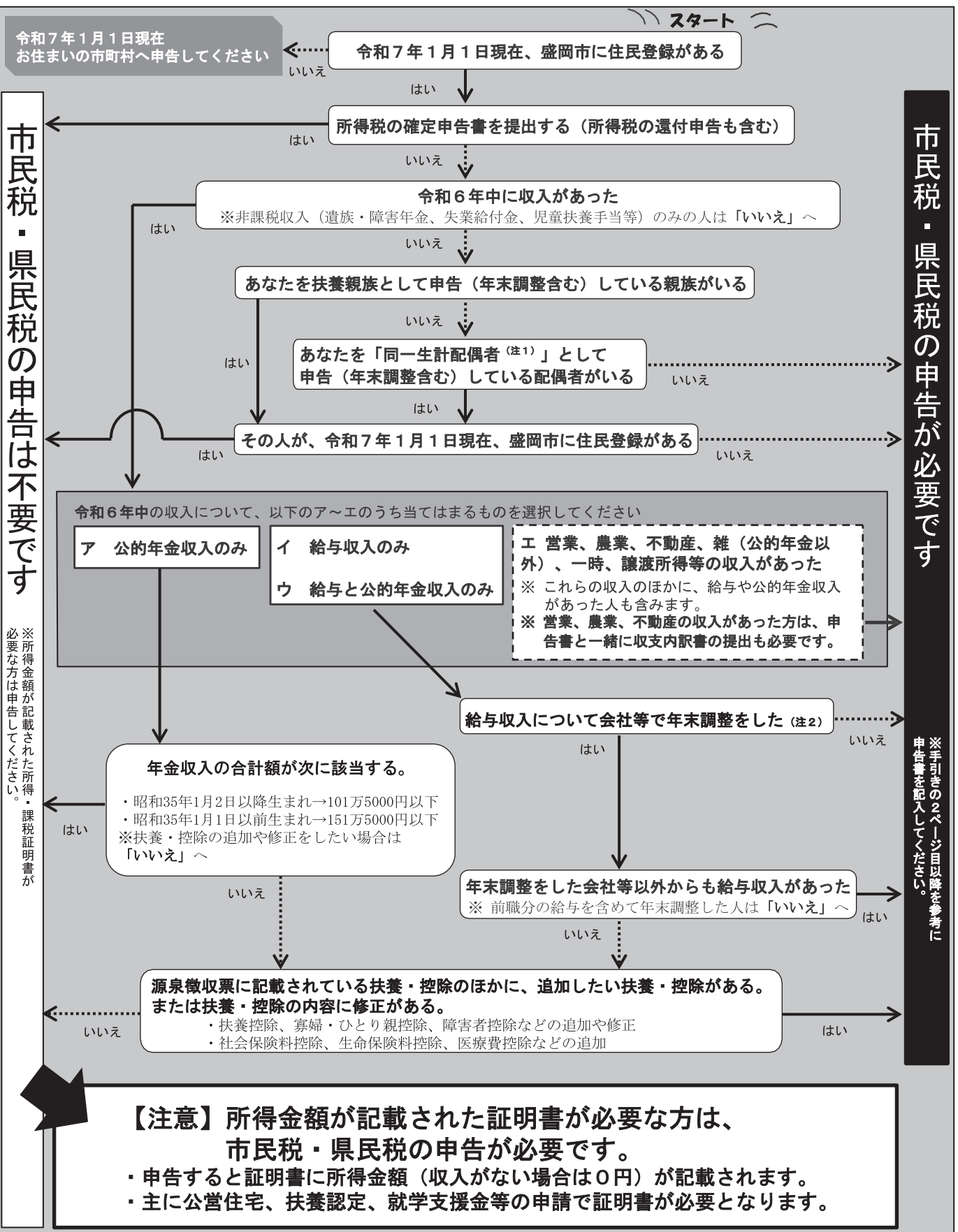
所得税の確定申告会場：

アイーナ（盛岡駅西口） **2月17日（月）から3月17日（月）まで**

市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう

(このフローチャートは目安です)

申告期限は3月17日(月)です



(注1) 同一生計配偶者については5ページを参照してください。

(注2) 会社等で年末調整をしていても、会社等から盛岡市に給与支払報告書が提出されていない場合、市民税・県民税の申告が必要になることがあります。

申告書の書き方

令和6年1月1日から12月31日までの収入や所得控除について、該当する欄に記入してください。
 ◎申告者本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバー（個人番号）を必ず記入してください。

〈記入例〉

表面

記名して電話連絡先等を記入します。
 ※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

マイナンバー（個人
番号）を忘れずに！

営業等・農業・不動産収入があった人は収支内訳書を作成し記入します。
 ※ア～ウ欄に「*」が印字されている人は必ず記入してください。
 ただし、廃業した場合は左欄の「廃業確認欄」を記入してください。

収入の種類や支払者ごとに内訳を記入します。
 ※給与や公的年金など主な収入を優先して記入します。

公的年金や給与の源泉徴収票に記載されている社会保険（天引き分）はこの欄に記入します。

所得控除の該当する欄に内訳を記入します。
 ⇒7～10ページ参照

障害者控除・扶養親族に該当する人、配偶者控除に該当する人のマイナンバーを記入してください。

配偶者・扶養親族で別居している場合は、裏面⑨も記入してください。

令和 7 年度 市民税 県民税（国民健康保険税）申告書			課税番号	署名
盛岡市長様 令和7年1月1日現在の住所 盛岡市 □□〇〇丁目×番×号			フリガナ	モリオカ タロウ
令和 年 月 日 提出 電話番号（自宅・勤務先・携帯） 090-xxxx-xxxx			氏名	盛岡 太郎
収入がなかった場合は、裏面②を記入してください。（遺族・障害年金のみの場合も含む）※扶養している家族がいた場合は、裏面C・D・G欄も記入してください。			（生年月日） 男・大・昭・平・令 36 年 〇 月 〇 日	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
収入の種類			収入金額	収入の内訳
A 給与 有限会社 OO 450,000			E 収入金額	
B 〃 ΔΔ株式会社 8,550,000			F 所得金額	
C 公的年金 厚生労働省 640,000			G 所得控除	
D 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）			H 所得控除の内訳（人的控除）	
⑦ 医療費 支払った医療費等 187,650			① 配偶者控除・配偶者特別控除	
⑧ 社会保険料 保険金などで補填される金額 20,100			② 扶養親族等	
⑨ 社会保険料 社会保険（天引き分を含む）			③ 基礎控除	
⑩ 国民健康保険 39,000			④ 雑損控除	
⑪ 後期高齢者医療保険			⑤ 医療費控除	
⑫ 国民年金			⑥ 合計（①～⑤）	
⑬ 介護保険			⑦ 合計（①～⑥）	
⑭ 合計 39,000			⑧ 合計（①～⑦）	
⑮ 新生命保険料支払額 旧生命保険料支払額 56,000			⑨ 合計（①～⑧）	
⑯ 新個人年金保険料支払額 旧個人年金保険料支払額			⑩ 合計（①～⑨）	
⑰ 介護医療保険料支払額 ※⑮雑損控除 →裏面の⑩へ			⑪ 合計（①～⑩）	
⑱ 地震保険料支払額 40,000			⑫ 合計（①～⑪）	
⑲ 旧長期損害保険料支払額			⑬ 合計（①～⑫）	
⑳ 所得控除の内訳（人的控除）			⑭ 合計（①～⑬）	
㉑ 障害者控除 氏名 盛岡 一郎 障害の程度 障害 33 万円			⑮ 合計（①～⑭）	
㉒ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			⑯ 合計（①～⑮）	
㉓ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			⑰ 合計（①～⑰）	
㉔ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			⑱ 合計（①～⑱）	
㉕ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			⑲ 合計（①～⑲）	
㉖ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			⑳ 合計（①～⑳）	
㉗ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉑ 合計（①～㉑）	
㉘ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉒ 合計（①～㉒）	
㉙ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉓ 合計（①～㉓）	
㉚ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉔ 合計（①～㉔）	
㉛ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉕ 合計（①～㉕）	
㉜ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉖ 合計（①～㉖）	
㉝ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉗ 合計（①～㉗）	
㉞ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉘ 合計（①～㉘）	
㉟ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉙ 合計（①～㉙）	
㊱ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉚ 合計（①～㉚）	
㊲ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉛ 合計（①～㉛）	
㊳ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉜ 合計（①～㉜）	
㊴ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉝ 合計（①～㉝）	
㊵ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉞ 合計（①～㉞）	
㊶ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㉟ 合計（①～㉟）	
㊷ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊱ 合計（①～㊱）	
㊸ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊲ 合計（①～㊲）	
㊹ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊳ 合計（①～㊳）	
㊺ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊴ 合計（①～㊴）	
㊻ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊵ 合計（①～㊵）	
㊼ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊶ 合計（①～㊶）	
㊽ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊷ 合計（①～㊷）	
㊾ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊸ 合計（①～㊸）	
㊿ 配偶者・扶養親族に別居している場合は、裏面⑨も記入してください。			㊹ 合計（①～㊹）	

収入の種類ごとの合計金額を記入します。
 ※配当所得・公的年金等以外の雑所得・総合課税・一時所得に関する欄は裏面にもあります。
 ⇒5～6ページ参照

収入の種類ごとに所得を算出し記入します
 ⇒5～6ページ参照

収入の種類ごとに所得を算出し記入します
 ⇒5ページ参照

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。
 ⇒7・9～11ページ参照

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。
 ⇒8～9・11ページ参照

市民税・県民税の場合、合計所得金額が2,400万円以下の人には適用される基礎控除は43万円です。
 ⇒10ページ参照
 ※所得税の場合の控除額（48万円）と異なります。

扶養控除額の適用はありませんが、16歳未満の扶養親族がいる場合は必ず記入してください。
 ※記入漏れの場合は、寡婦・ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響がありますので注意してください。

合計所得金額1,000万円超で、同一生計配偶者を適用する場合はチェックを記入します。
 ⇒5ページ参照

下書き用申告書（控用）がこの手引きの最後にありますので、利用してください。

申告をしない場合、各種届出・申請（扶養認定・公営住宅等）に必要な所得証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定や医療・福祉・保育等の算定や判定が正確にできないことがあります。

*** 収入がなく、扶養親族等もいなかった人の申告書の書き方⇒4ページ参照**



記載例

給与の源泉徴収票がなく、給与明細などから収入金額を算出する場合に記入します。

土地建物・株式以外の譲渡所得があった場合や一時所得があった場合に記入します。

寄附先の区分に応じて寄附した金額を記入します。
⇒11ページ参照

上場株式等に係る配当所得等について、記入します。

表面の②③やD欄に記載した扶養親族で別居している人の氏名と住所、マイナンバーを記入します。

1 給与収入の内訳

給与収入（パート・アルバイトを含む）のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。

月	勤務先	収入
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		
合計		

※⑤、⑧の控除を受ける場合は、領収書等を必ず添付してください。

4 総合譲渡・一時所得に関する事項

区分	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡					
短期					
長期					
一時	3,800,000	2,900,000	900,000	500,000	400,000
所得金額をそれぞれ表面のコ、サ、シ及び⑩に記入してください。					合計 コ＋シ（サ＋シ）×1/2
					⑩小数点以下四捨五入 200,000

5 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	金額
岩手県共同募金会、日赤岩手県支部分・ 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	10,000
岩手県共同募金会、日赤岩手県支部分・ 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	2,000
条例指定分	3,000
	4,000

7 配当所得に関する事項

令和6年度から所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。配当所得の内訳について、下の欄に記入してください。

配当	金額
株式配当	
支払者の名称	
他証券配当	
支払者の名称	
外貨証券配当	
支払者の名称	
上記以外の配当	
支払者の名称	

9 別居の扶養親族等に関する事項（表面②③・D・裏面⑥より）

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。

フリガナ	モリオカ イチロウ	住所
氏名	盛岡 一郎	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	〇〇県〇〇市△△1丁目2-3
フリガナ		住所
氏名		
個人番号		

11 所得金額調整控除に関する事項

表面で扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）、控除対象配偶者、同一生計配偶者として記載している以外に所得金額調整控除の対象扶養親族がある場合は、記入してください。

フリガナ	モリオカ ジロウ	続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏名	盛岡 二郎	子	18・××・×	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	特別障害者に該当する場合		

2 収入がなかった人等の記入欄（表面より）

（令和6年中に収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。）

1 下記の人から扶養又は仕送りをされていた。 3 その他下記のような状況であった。

住所

フリガナ

氏名 (続柄)

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

勤務先名

2 学生であった。 大学 卒業（見込み） 年 月

3 雇用保険（失業保険）、労災保険等の給付を受けていた。 ☐

遺族年金、障害年金等を受けていた。 ☐

生活保護法による生活扶助を受けていた。 ☐

病気療養中 ☐

預貯金で生活していた。 ☐

その他 ☐

3 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額 (収入－必要経費)
個人年金	△△生命保険	876,000	456,780	419,220
原稿料	〇〇出版社	150,000	20,000	130,000

公的年金等以外の雑所得があった場合に記入します。

6 事業専従者に関する事項

カナ氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与（控除）額
		明・大・昭・平		
個人番号				
		明・大・昭・平		
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無	専従者の数	専給額合計		
承認あり・承認なし	配	他		

事業専従者がいた場合に記入します。マイナンバーも記入します。

8 雑損控除に関する事項（表面⑨より）

損害の原因	損害金額
	a
損害年月日	保険金などで補填される金額
年 月 日	b
損害を受けた資産の種類	差引損失額のうち、災害関連支出の金額
	c

雑損控除を適用する場合に記入します。

10 事業税に関する事項

この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要があります。

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
令和6年中の開(廃)業	開始 月 日	廃止 月 日
☐ 他都道府県の事務所等		

営業等、農業及び不動産の事業を開始または廃業された方は月日を記入します。

給与収入850万円超で、表面の②③やD欄に記載した扶養親族以外に23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族・同一生計配偶者がいる場合に記入します。

申告書の書き方：収入がなく扶養親族等もいなかった人

「F 所得金額」の「⑫合計（①～⑥+⑩～⑪）」に「0」を記入し、裏面「2 収入がなかった人等の記入欄」を記入してください。

※ 収入がなくても扶養親族等がいた場合には、「C 所得控除の内訳（人的控除）」「D 16歳未満の扶養親族」「G 所得控除額」の該当する箇所を記入してください。

※ 収入がなかった人は「B 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）」や「G 所得控除額」の該当する箇所に記入がなくても非課税です。

◎ 申告者本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバーを必ず記入してください。

裏面

記名して電話連絡先等を記入します。
※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

表面

令和 7 年度 市民税 県民税（国民健康保険税）申告書

盛岡市長様

令和 7 年 1 月 1 日現在の住所
盛岡市 □□△△丁目○番○号

令和 年 月 日提出
電話番号（自宅・勤務先・携帯）090-XXXX-XXXX

収入がなかった場合は、裏面 2 を記入してください。（遺族・障害年金等の場合も含む）
※扶養親族がいた場合は、裏面 C・D・G 欄も記入してください。

A 収入の内訳

B 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）

C 所得控除の内訳（人的控除）

D 16歳未満の扶養親族

E 所得金額

F 所得金額

G 所得金額

2 収入がなかった人等の記入欄（裏面より）
（令和 6 年中に収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。）

3 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は、該当する欄を記入します。

マイナンバー（個人番号）を忘れずに！

8 雑所得に関する事項（裏面 6 より）

10 事業税に関する事項
この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要があります。

自宅からスマホで申告してみませんか？

令和 7 年度申告からオンラインで市民税・県民税の申告書の作成と提出ができるようになりました！
24時間、自宅で申告書の作成が可能です。自分で計算する手間が省け、簡単に申告書が作成できます。
作成した申告書は、オンラインまたは郵送で提出することができます。

【注意】オンラインでの提出には、マイナンバーカードが必要です。

【オンライン申告に必要なもの】

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書が必要です）

オンライン申告を利用する場合は、市公式ホームページのトップページにある検索窓に『1049562』（広報ID）を入力し、該当ページで詳細をご確認ください。



▲スマホの方はこちら

収入金額・所得金額の記入の仕方

収入の種類ごとに収入金額を申告書のア～シ欄に記入し、算出した所得金額を申告書の①～⑫欄に記入します。

土地・建物・株式の譲渡等の分離課税に係る所得がある人は、別途「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要です。市公式ホームページからダウンロードするか、市民税課に郵送希望の旨連絡してください。

市公式ホームページのトップページにある検索窓に『1049530』（広報ID）を入力すると、各種申告書様式を見ることができます。

収入		収入の種類		所得の算出方法	所得	
ア	営業等(※)	販売・飲食・製造・建設・サービス業・外交員・大工・内職などによる収入		所得金額＝収入金額－必要経費 * 収支内訳書を作成して所得金額を算出します。 * 必要経費には、収入を得るために支出した費用や専従者控除などがあります。	①	
イ	農業(※)	農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育などによる収入			②	
ウ	不動産	アパート・貸家・貸間・貸地・駐車場などによる収入			③	
事業専従者がいる場合は、裏面「 6 事業専従者に関する事項」を記入します。						
エ	利子	源泉分離課税の対象とならない債権及び預貯金の利子などの収入(国外の銀行等の預金利子など) 国内の銀行等に預けた預貯金の利子は申告不要。		所得金額＝収入金額	④	
オ	配当	株式の配当・剰余金の分配金などによる収入 市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等に係る配当所得等は、原則申告不要です。申告することを選択した配当所得等は、合計所得金額に含まれ、扶養判定や国民健康保険税等の算定に影響します。		所得金額＝収入金額－ 株式などの元本の取得に要した負債の利子	⑤	
		裏面の「 7 配当所得に関する事項」を記入します。 記入の仕方は11ページを参照してください。				
カ	給与	給料(アルバイト代、パート代含む)・賞与・事業専従者給与などの収入 源泉徴収票がない場合は、裏面「 1 給与収入の内訳」を記入し収入額を算出します。		給与所得は、6ページ 表2 を用いて算出します。	⑥	
キ	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給及び企業年金などの年金収入 遺族年金、障害年金は記入しないでください。	公的年金等の雑所得は、6ページ 表1 を用いて算出します。	⑦	
ク		業務(※)	原稿料・講演料・ネットオークション等を利用した個人取引・食料品の配達等の副収入による収入	所得金額＝収入金額－必要経費	⑧	
ケ		その他(※)	生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他の所得にあてはまらない収入 裏面の「 3 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を記入します。	所得金額＝収入金額－必要経費	⑨	
⑦～⑨の合計を記入します。計算の結果、赤字になる場合は「0」と記入します。						⑩
コ	総合譲渡短期	土地・建物以外の資産(車輜・機械機器・特許権など)の譲渡による収入 * 短期... 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年以下であった場合		所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 * 特別控除は、短期・長期合わせて50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。	⑪	
サ	総合譲渡長期	* 長期... 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年を超える場合				
シ	一時	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入 裏面の「 4 総合譲渡・一時所得に関する事項」を記入し、「コ＋{(サ＋シ) × 1/2}」の金額を⑪に記入します。		所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 * 特別控除は、50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。		
①～⑥、⑩、⑪の合計を記入します。計算の結果、赤字になる場合は「0」と記入します。 上記収入が何も無い場合は「0」と記入します。						⑫

※「家内労働者等の必要経費の特例」の適用金額は55万円です。

申告書記入における税金の用語について

6ページ以降に記入している用語について説明します。

「あなた」とは	...	この申告の手引きにおいて、申告者本人（納税義務者）をいいます。
合計所得金額とは	...	損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得（特別控除前）及び繰越控除前の一般株式等に係る譲渡所得等・申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得等・先物取引に係る雑所得等並びに山林所得、退職所得の合計額をいいます。
総所得金額等とは	...	合計所得金額に損失の繰越控除額を適用した金額をいいます。
扶養親族とは	...	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で合計所得金額が48万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。
同一生計配偶者とは	...	あなたと生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が48万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。（注）源泉徴収票の摘要欄に「配偶者名（同一）」の記載が無いと確認できません。
控除対象配偶者とは	...	同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます。

表1

公的年金等の収入があった人は、下の表1により公的年金等の雑所得を算出します。

公的年金等(雑所得)の計算				
キ 公的年金等の収入額		円		
公的年金等雑所得の金額				
年齢 区分	キの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
(昭和35年1月2日 以降に生まれた人) 65歳未満	～1,299,999円	キ－600,000円 円	キ－500,000円 円	キ－400,000円 円
	1,300,000円 ～4,099,999円	キ×0.75－275,000円 円	キ×0.75－175,000円 円	キ×0.75－75,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	キ×0.85－685,000円 円	キ×0.85－585,000円 円	キ×0.85－485,000円 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円 円	キ×0.95－1,355,000円 円	キ×0.95－1,255,000円 円
	10,000,000円～	キ－1,955,000円 円	キ－1,855,000円 円	キ－1,755,000円 円
(昭和35年1月1日 以前に生まれた人) 65歳以上	～3,299,999円	キ－1,100,000円 円	キ－1,000,000円 円	キ－900,000円 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	キ×0.75－275,000円 円	キ×0.75－175,000円 円	キ×0.75－75,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	キ×0.85－685,000円 円	キ×0.85－585,000円 円	キ×0.85－485,000円 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円 円	キ×0.95－1,355,000円 円	キ×0.95－1,255,000円 円
	10,000,000円～	キ－1,955,000円 円	キ－1,855,000円 円	キ－1,755,000円 円

表2

給与収入があった人は、下の表2により給与所得を算出します。

給与と所得の計算				
カ 給与の収入金額		円		
給与所得金額(1→2の順に計算してください)				
カ の金額	1		2	
～550,999円			0円	
551,000円 ～1,618,999円	カ－550,000円		円	
1,619,000円 ～1,619,999円			1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円			1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円			1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円			1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	カ÷4＝A (千円未満の端数 切捨て)	A×2.4+100,000円	円	
1,800,000円 ～3,599,999円		A×2.8－80,000円	円	
3,600,000円 ～6,599,999円		A×3.2－440,000円	円	
6,600,000円 ～8,500,000円	カ×0.9－1,100,000円		円	
8,500,001円～				
次のいずれかに該当する (1) 特別障害者 (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する (4) 特別障害者である扶養親族を有する	B：(カ－8,500,000円)×0.1と150,000円のいずれか少ないほうの金額 B		円	
(1)～(4)いずれにも該当しない	カ－1,950,000円－B		円	
円				
公的年金等雑所得の有無により、給与と所得金額が変わります。下のa～cのいずれが該当する式で給与と所得金額を算出してください。 a 公的年金等雑所得がなかった場合 給与と所得金額＝左表で算出した金額 円 b 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が10万円以下の場合 給与と所得金額＝左表で算出した金額 円 c 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が10万円を超える場合 左表で算出した金額と100,000円のいずれ C か少ないほうの金額 円 公的年金等雑所得と100,000円のいずれ D か少ないほうの金額 円 給与と所得金額＝左表で算出した金額 － (C＋D－100,000円) 円 * 給与収入850万円を超え、左記(2)～(4)に該当する者(申告書表面の㉑～㉓やD欄に記載した同一生計配偶者や扶養親族を除く)を有する場合、申告書表面 11 も記入してください。				

所得控除(B・G欄)の記入の仕方

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑬社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族の健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、国民年金基金の掛金などで、あなたが支払った保険料又は掛金がある場合に控除されます。

(注) 生計を一にする親族の口座から引き落とされる、または公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑬を記入し、支払った保険料などの合計額を「G所得控除額」の⑬に記入します。

⑮生命保険料控除

あなたが一定の要件を満たす生命保険契約等、個人年金保険契約等および介護医療保険契約等の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

(注) 控除証明書に記載されている保険料の「契約区分(新・旧)」及び「種類(一般・個人年金・介護医療)」ごとに控除額を算出します。

(注) 割戻金や配当金がある場合は、その分を差し引いた証明額(申告額)を支払額としてください。

(注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。

(注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

◎新契約(平成24年1月1日以降に締結したもの)にかかる控除額

新生命保険料(一般)・新個人年金保険料・介護医療保険料に係る控除額を種類ごとに次の表により算出します。

新契約分	新契約の保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	～12,000円	保険料支払額と同額 円
	12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円 円
	32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円 円
	56,001円～	28,000円

新生命保険料(一般)の控除額	円	a
新個人年金保険料の控除額	円	b
介護医療保険料の控除額	円	c

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。

【記入の仕方】

支払った掛金の合計額を「G所得控除額」の⑭に記入します。



◎旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)にかかる控除額

旧生命保険料(一般)・旧個人年金保険料に係る控除額を種類ごとに次の表により算出します。

旧契約分	旧契約の保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	～15,000円	保険料支払額と同額 円
	15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円 円
	40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円 円
	70,001円～	35,000円

旧生命保険料(一般)の控除額	円	d
旧個人年金保険料の控除額	円	e

◎上の表で計算した種類ごとの控除額(a～eの金額)を下の表に転記して、一番有利な控除額を算出します。

(注) 限度額を超えた場合は、限度額を記載してください。

控除額		
新生命保険料(一般)	(限度額28,000円) 円 a	一般生命保険料控除額 円 f 左欄の中で一番大きい金額を記入
旧生命保険料(一般)	(限度額35,000円) 円 d	
両方ある場合	(限度額28,000円) 円 a+d	
新個人年金保険料	(限度額28,000円) 円 b	個人年金保険料控除額 円 g 左欄の中で一番大きい金額を記入
旧個人年金保険料	(限度額35,000円) 円 e	
両方ある場合	(限度額28,000円) 円 b+e	
介護医療保険料	(限度額28,000円) 円 c	介護医療保険料控除額 円 c

生命保険料控除額 (f+g+c)
(限度額70,000円) 円

【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑮に該当する保険料の支払額を記入し、上記の生命保険料控除額を「G所得控除額」の⑮に記入します。

⑯地震保険料控除

あなたが損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

(注) 控除証明書に記載されている保険料の「区分(地震保険料・旧長期損害保険料)」ごとに控除額を算出します。

(注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。

(注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

* 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上でかつ満期返戻金があるもので平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。

◎地震保険料の控除額

保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)	a
～50,000円	保険料支払額×0.5 円	
50,001円～	25,000円 円	

◎控除額合計

a+bの金額(限度額25,000円)	申告書へ 円
--------------------	--------

(注) 一つの損害保険契約等がaとbの両方に該当する場合は、いずれか控除額の大きい方を選択してください。

◎旧長期損害保険料の控除額

保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)	b
～5,000円	保険料支払額 円	
5,001円～15,000円	保険料支払額×0.5+2,500円 円	
15,001円～	10,000円 円	

【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑯に該当する保険料の支払額を記入し、上記の控除額合計を「G所得控除額」の⑯に記入します。

(注) 一つの損害保険契約等がaとbの両方に該当する場合は、選択した控除額にかかる支払額のみを記入します。

所得控除(B・G欄)の記入の仕方

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑦医療費控除

医療費控除を申告する場合は、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

◎従来の医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費等が、一定の金額以上ある場合に控除されます。

(注) 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は併せて控除を受けることはできません。

対象になるもの (例示)	対象にならないもの (例示)
- 医師、歯科医師に支払った診療費や治療費 - 治療、療養のために必要な医薬品の購入費 - 病院、介護老人保健施設等に支払った入院費や入所費等 (介護保険を利用した場合は、領収書に記載されている「医療費控除の対象額」が対象です) - 治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費 - 診療や治療を受けるために必要な通院費 (バス及び電車 (公共交通機関) 代) 6 か月以上寝たきりの人のおむつ代 (ただし、おむつ使用証明書があるもの)	- 予防接種代やサプリメントの購入費用 - 健康診断の費用 - 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 (タクシー代は代替手段が無く、やむを得ない場合のみ可) - 文書料や病衣代 - 美容目的の施術代

◎従来の医療費控除の控除額の算出

※「医療費控除の明細書」を使用します。

a	支払った医療費等の金額 円	—	b	保険金等で補填される金額 円	—	e	d と 10 万円の低い方の金額 円	=	f	従来の医療費控除額 (限度額 200 万円) 円
c	申告書⑫(合計所得)の金額 円	×	0.05	=	d	合計所得の 5 % の金額 (小数点以下切捨て) 円	↑	d と 10 万円のいずれか低い方の金額を e に記載		

【医療費控除の明細書について】

★明細書の様式が、この手引きの中ほどにありますので活用してください。

医療費控除を受ける場合には、**必ず**「医療費控除の明細書 (任意様式でも可)」を提出しなければなりません。「医療費の領収書」の提出又は提示は不要です。「医療費控除の明細書」に記載した「医療費の領収書」は 5 年間保存してください。保存期間中は、領収書の提示又は提出を求めることがあります。求められた場合は、提示又は提出をしなければなりません。

◎セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人で、あなたや生計を一にする親族のために支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入費が 12,000 円を超えた場合に所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。

(注) 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は併せて控除を受けることはできません。

【一定の取組と添付又は提示すべき書類について】

一定の取組	添付又は提示すべき書類
予防接種 (定期接種、インフルエンザワクチン等)	領収書等
市町村実施のがん検診 (乳がん・子宮がん検診等)	領収書又は結果通知表
勤務先で実施の定期健康診断	「定期健康診断」又は「勤務先名称」の記載がある結果通知表
特定健康診査 (いわゆるメタボ検診)、特定保健指導等	「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がある領収書、結果通知表
健康保険組合等保険者実施の健康診査 (人間ドック、各種健 (検) 診等)	「勤務先名称」又は「保険者名」の記載がある結果通知書

(注) 一定の取組に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。

◎セルフメディケーション税制の控除額の算出

※「セルフメディケーション税制の明細書」を使用します。

g	購入した対象医薬品の金額 円	—	h	保険金等で補填される金額 円	—	12,000 円	=	i	セルフメディケーション税制の控除額 (限度額 88,000 円) 円
---	-------------------	---	---	-------------------	---	----------	---	---	--

【対象となる医薬品】

セルフメディケーション税制の対象とされる具体的なスイッチ OTC 医薬品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「セルフメディケーション税制対象品目一覧」を参照してください。

購入した際の領収書等には、当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の情報が記載されます。

【セルフメディケーション税制の明細書について】

★明細書の様式が、この手引きの中ほどにありますので活用してください。

セルフメディケーション税制を適用する場合には、**必ず**「セルフメディケーション税制の明細書 (任意様式でも可)」を提出しなければなりません。「セルフメディケーション税制の明細書」に記載した分の「スイッチ OTC 医薬品購入費の領収書」は自宅で 5 年間保存してください。保存期間中は、領収書の提示又は提出を求めることがあります。求められた場合は、提示又は提出をしなければなりません。

◎医療費控除額の算出

f と i のいずれか多い方の金額	申告書⑭へ 円
-------------------	------------

※従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

【記入の仕方】

「B 所得控除の内訳 (社会保険料等支払額)」の⑦に**支払額等**を記入し、左表の**控除額**を「G 所得控除額」の⑦に記入します。セルフメディケーション税制の適用を選択した場合は、「区分」に「1」と記入します。

◎医療費控除における各種明細書について（記載の仕方）

医療費控除を受ける場合には、明細書を添付してください。必要な記載内容は下記のとおりです。

◎医療費控除の明細書

1	医療を受けた方の氏名
2	病院・薬局などの支払先の名称
3	医療費の区分 (診療・治療、介護保険サービス、医薬品購入、その他など)
4	支払った医療費の額
5	4のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

○添付又は提示が必要な書類

- ・医療費控除の明細書
- ・医療費通知（原本）
※明細書の「1 医療費通知に関する事項」に記入した場合に限る。
※医療費控除の明細書は、この手引きに折り込まれているものを使用するか、上記の必要な記載内容が明記されていれば、任意様式でも構いません。

○注意点

※保険適用外（予防接種代・サプリメント等の費用・病衣代、診断書料等）の金額は対象外のため、支払った医療費に含めないでください。
※介護保険サービスの領収書は、合計額ではなく「うち医療費控除の対象額」または「医療費控除適用額」の金額が対象です。

令和6年分 医療費控除の明細書

氏名	支払先	区分	支払額	補填金
盛岡太郎	〇〇クリニック（通院）	医療	30,000円	300円
	〇〇クリニック（入院）	医療	250,000円	100,000円
盛岡花子	×薬局（医薬品購入）	医薬品	15,000円	
盛岡一郎	□□歯科（治療）	医療	300,000円	
盛岡太郎	△△リハビリセンター	介護	6,000円	
		合計	601,000円	100,300円

◎セルフメディケーション税制の明細書

1	病院・薬局などの支払先の名称
2	医薬品の名称
3	支払った医療費の額
4	3のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

○添付又は提示が必要な書類

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類
(例) インフルエンザ予防接種の領収書、市町村のがん検診の領収書又は結果通知表、職場で受けた定期健康診断の結果通知表

令和6年分セルフメディケーション税制の明細書

支払先	医薬品名称	支払額	補填金
〇〇薬局	××胃腸薬	3,700円	
□□ドラッグストア	〇〇、〇〇	13,753円	
□□ドラッグストア	△△、△△		
	合計	17,453円	0円

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

所得控除(C・G欄)の記入の仕方

所得控除の種類ごとに規定の控除額を選択し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑰⑱寡婦・ひとり親控除

あなたの合計所得金額が500万円以下で、令和6年12月31日現在において、あなたが右表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

(注) あなたもしくは同一世帯の人の住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」を含む場合は控除の対象外となります。

【記入の仕方】

「C 所得控除の内訳（人的控除）」の⑰又は⑱を記入し、控除額を「G 所得控除額」の⑰～⑱に記入します。

寡婦	a 夫と死別後に婚姻していない場合や夫が生死不明の場合	26万円
	b 夫と離婚後に婚姻していない人で、子以外の扶養親族がいる場合	
ひとり親	現に婚姻していない人や配偶者が生死不明の人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※)がいる場合	30万円

※生計を一にする子のうち、他の人が扶養親族等としている者は対象になりません。

⑲勤労学生控除

令和6年12月31日現在において、あなたが学生であり、合計所得金額が75万円以下（不動産・利子・配当など勤労によらない所得が10万円以下）である場合に26万円が控除されます。

【記入の仕方】

「C 所得控除の内訳（人的控除）」の⑲を記入し、控除額を「G 所得控除額」の⑲～⑳に記入します。



所得控除(C・G欄)の記入の仕方

所得控除の種類ごとに規定の控除額を選択し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

㊴障害者控除

令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在において、あなた又はあなたの同一生計配偶者や扶養親族が右表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

【記入の仕方】

「C所得控除の内訳(人的控除)」の㊴を記入し、控除額を「G所得控除額」の㊴～㊶に記入します。

普通障害者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円
特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円

㊵配偶者控除

令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在において、あなたに控除対象配偶者がいる場合にあなたの合計所得金額に応じて下表の金額が控除されます。

※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)は、配偶者控除の控除対象外ですが、障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

	あなたの合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円

(注) 他の人が扶養親族や事業専従者としている人は対象になりません。

【記入の仕方】

「C所得控除の内訳(人的控除)」の㊵を記入し、控除額を「G所得控除額」の㊵に記入します。別居の場合は、申告書裏面[9]も記入してください。

㊶配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在において、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合にあなたと配偶者の合計所得金額に応じて下表の金額が控除されます。

	あなたの合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者の合計所得金額	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円

【記入の仕方】

「C所得控除の内訳(人的控除)」の㊶を記入し、控除額を「G所得控除額」の㊶に記入します。

(注) 配偶者控除や事業専従者控除と重複して受けることはできません。また、あなたの配偶者が配偶者特別控除を受ける場合は、あなたはこの控除を受けることができません。

㊷扶養控除(16歳以上の扶養親族)

令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在において、あなたに扶養親族がいる場合に右表の金額が控除されます。

(注) 他の人が控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は事業専従者としている人は対象になりません。

【記入の仕方】

「C所得控除の内訳(人的控除)」の㊷を記入し、控除額を「G所得控除額」の㊷に記入します。別居の場合は、申告書裏面[9]も記入してください。

扶養親族のうち16歳未満の人(平成21年1月2日以降に生まれた人)は、扶養控除の適用はありませんが、ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

(注) 他の人が扶養親族としている人は対象になりません。別居の場合は、申告書裏面[9]も記入してください。

一般の扶養親族 (昭和30年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた人及び平成18年1月2日から平成21年1月1日までに生まれた人)		33万円
特定扶養親族 (平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人)		45万円
老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	同居老親等※ 以外の人	38万円
	同居老親等※	45万円
※同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常としている人です。		

国外居住親族に係る扶養控除等について

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、扶養控除等の要件が厳格化され、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用や非課税限度額の適用ができません。また、次のいずれかに該当する場合は「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出が必要です。

- ・留学により非居住者になった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

㊸基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて、右表の金額が控除されます。

【記入の仕方】

右表の該当する控除額を「G所得控除額」の㊸に記入します。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

㊤雑損控除

あなたや生計を一にする親族（総所得金額等が48万円以下）が災害、盗難、横領によって住宅や家財など生活用資産に損害を受けた場合に控除されます。

＊損害金額は、損失が生じた時の直前の時価により評価します。
＊災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などをするための支出です。

【記入の仕方】

右表で計算した控除額を「G所得控除額」の㊤に記入します。また、申告書裏面 8 も記入します。

a	損害金額	申告書裏面 8 aへ	円
b	保険金などで補填される金額	申告書裏面 8 bへ	円
c	a - b	赤字のときは0	円
d	申告書12（所得金額の合計）の金額		円
e	d × 0.1	（小数点以下切捨て）	円
f	c - e	8	円
g	cのうち災害関連支出の金額	申告書裏面 8 cへ	円
h	g - 50,000円		円
fとhのいずれか多い方の金額		申告書㊤へ	円

配当所得の内訳の記入の仕方（申告書裏面）

配当所得の種類によって、市民税・県民税の計算における配当控除の控除率が決まるため、配当所得の内訳について、その区分ごとに合計額をそれぞれ記入します。

【記入の仕方】

申告書裏面 7 に各区分ごとの配当の金額を記入します。
国内法人の株式の配当を始めとした、剰余金や利益の配当、剰余金や利益の分配、特定株式投資信託（外貨株価指数連動型を除く）の収益の分配については「株式配当」に記入します。
特定証券投資信託の収益の分配については、年間取引報告書や取引明細に記載されている外貨建資産割合及び非株式割合に応じて右表から該当する区分を確認し記入します。

（注）配当所得の区分について不明な点はお問い合わせください。

		非株式割合		
		50%以下	50%超～75%以下	75%超（※）
外貨建資産割合	50%以下	「他証券配当」	「外貨証券配当」	「上記以外の配当」
	50%超～75%以下			
	75%超（※）			

（※）「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合は「75%超」に該当します。

寄附金税額控除の記入の仕方（申告書裏面）

令和6年中に各区分に該当する団体に寄附した場合に一定の計算方法により算出された額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

【対象となる寄附先】

- 都道府県、市町村又は特別区（特例控除対象の指定については総務省のホームページを参照してください。）
- 岩手県共同募金会、日本赤十字社岩手県支部、岩手県が条例により指定した団体、盛岡市が条例により指定した団体

（注）寄附金について不明な点はお問い合わせください。

【記入の仕方】

申告書裏面 5 に各区分ごとの寄付金額を記入します。

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		特例控除対象自治体への寄附、一部の義援金
県共同募金、日赤県支部、都道府県・市区町村分（特例対象以外）		特別控除対象以外の地方自治体への寄附、当該区分への寄附のうち一部の義援金以外
条例指定分	県	岩手県内に事務所または事業所を有する法人又は団体に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象外
	市	盛岡市内に事務所または事業所を有する法人又は団体に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象

市民税・県民税の主な税制改正について

1 住宅ローン税制の拡充

住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せし、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も住宅ローン控除の対象とします。

2 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税の適用

令和6年度の市民税・県民税において扶養親族の人数に応じて定額減税を適用しましたが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（以下、同一生計配偶者）については、令和5年分の給与支払報告書（源泉徴収票）に記載する義務がなく、定額減税の対象とする同一生計配偶者を正確に把握できない状況でした。

そのため同一生計配偶者の定額減税については、令和6年度は計算の対象とせず、給与支払報告書（源泉徴収票）への記載を義務付けた上で令和7年度の市民税・県民税で計算・適用されます。

所得税を申告される方へ

所得税の還付申告も含め
確定申告は、アイーナ（盛岡駅西口）が申告会場となります。

次のページに記載の申告会場は市民税・県民税の申告会場となります。市民税・県民税申告の受付が優先となりますので、申告内容が確定申告の場合は長時間お待ちいただく場合がございます。また、確定申告の内容によっては受付ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

市民税・県民税申告相談会場と日程

- 申告相談会場の日程は以下のとおりです。この期間以外は会場を設けていません。必ず期間中に来場してください。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日は申告受付を行っていません。
- 申告相談会場の駐車場は収容台数に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。
- 申告の内容により申告書作成には1時間以上かかる場合がありますので、**必要書類の集計などをあらかじめ行い、**受付終了間際ではなくお早目にお越しください。
- 営業や農業、不動産所得のある人は、**収支内訳書を作成した上**でお越しください。

盛岡地域

受付日	受付時間	会場
2月4日(火)	9時30分～12時 13時～15時	松園地区公民館
2月5日(水)	9時30分～12時	
	9時30分～12時	上米内地区振興センター
2月6日(木)	9時30分～12時 13時～15時	太田地区活動センター
2月7日(金)	9時30分～12時 13時～15時	西部公民館
2月10日(月)	9時30分～12時 13時～15時	中野地区活動センター
	10時～11時30分	根田茂地区コミュニティ 消防センター
	13時30分～15時	砂子沢生活改善センター
2月12日(水)	10時～12時	つなぎ地区活動センター
	9時30分～12時 13時～15時	青山地区活動センター
2月13日(木)	9時30分～12時	
	9時30分～12時	北厨川老人福祉センター
2月14日(金)	9時30分～12時 13時～15時	仙北地区活動センター
	9時30分～12時	築川老人福祉センター
2月17日(月)	9時30分～12時	土淵地区活動センター
	10時～12時	銭掛地区振興センター
2月18日(火)	9時30分～12時 13時～15時	本宮老人福祉センター
2月19日(水)	9時30分～12時 13時～15時	みたけ老人福祉センター
2月26日(水) ～ 3月17日(月) (※)	9時～12時 13時～15時	本庁舎 8階大ホール

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

都南地域

受付日	受付時間	会場
2月20日(木)	9時30分～12時 13時～15時	飯岡農業構造改善センター
2月21日(金)	9時30分～12時 13時～15時	乙部農業構造改善センター
2月28日(金) ～ 3月17日(月) (※)	9時～12時 13時～15時	都南分庁舎 4階会議室

玉山地域

受付日	受付時間	会場
2月6日(木)	9時30分～12時 13時～15時	玉山地地区公民館
2月7日(金)	9時30分～12時	
2月10日(月)	10時～12時 13時～15時	薮川地区公民館
2月18日(火) ～ 2月21日(金)	9時30分～12時 13時～15時	好摩地区公民館
3月5日(水) ～ 3月17日(月) (※)	9時30分～12時 13時～15時	玉山総合事務所 3階大会議室

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

申告書提出先

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市役所本館2階 盛岡市財政部市民税課

お問い合わせ先

■市民税・県民税について 盛岡市財政部市民税課

■所得税・消費税について 盛岡税務署

■事業税について 盛岡広域振興局県税部直税課

☎代表 019-651-4111 内線2255～2260

☎直通 019-613-8497
019-613-8498

☎ 019-622-6141

☎ 019-629-6543

申告に必要なもの（郵送するときと同封するもの）

◎申告書を提出する全ての人が必要なもの

		チェック欄
市民税・県民税申告書 ※電話番号は日中つながる番号を記入してください		☐
マイナンバーの確認と身元確認ができる書類 (詳しくはこの手引きの中ほどにある「本人確認書類(写)添付台紙」を参照してください。)		☐

◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

(注) 根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等			添付又は提示すべき書類	チェック欄
収入に関する資料 (令和6年中に支払を受けたもの)	営業等	ア ①	・収支内訳書(収入・経費・所得を記入してください。)	☐
	農業	イ ②	・報酬等の支払調書(外交員報酬などがある場合) ※そのほか、収入及び経費が分かる帳簿や領収証などが必要です。 (申告書を郵送する場合は、帳簿の添付は不要です。)	☐
	不動産	ウ ③		☐
	配当	オ ⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	☐
	給与	カ ⑥	源泉徴収票(ない場合は、給与明細などの収入金額が確認できるもの)	☐
	雑 公的年金等 業務・その他	キ ⑦	源泉徴収票	☐
		ク・ケ ⑨	収入金額や経費が確認できる書類など(個人年金の支払証明書、原稿料等の支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払証明書など)	☐
	総合譲渡	コ・サ ⑪	収入金額や経費が分かるもの	☐
控除に関する資料 (令和6年中に支払をしたもの)	一時	シ	収入金額や経費が分かるもの	☐
	社会保険料控除	⑬	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など ※天引きになっている場合は、源泉徴収票に記載されています。 ※生計を一にする親族の口座から引き落とされる、又は公的年金等から直接天引きされる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。	☐
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	支払った掛金額の証明書	☐
	生命保険料控除	⑮	生命保険料控除証明書	☐
	地震保険料控除	⑯	地震保険料控除証明書	☐
	勤労学生控除	⑲	学生証又は在学証明書など	☐
	障害者控除	⑳	障害等級の分かる手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳)または障害者控除対象者認定書 ※盛岡市で要介護認定を受けている人は、介護保険課認定係(市役所別館5階)で交付しています。	☐
	各種扶養控除	㉑～㉓ D欄	被扶養者のマイナンバーが分かるもの ※国外に居住している被扶養親族の場合、「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出が必要です。	☐
	雑損控除	㉔	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの	☐
	医療費控除(※1) 従来の医療費控除 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	㉕	・医療費控除明細書又は医療費通知(領収書の提出による医療費控除の申告受付は令和2年度申告で終了しました。) ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの ・おむつ使用証明書(おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村等が交付する「主治医意見書内容確認書」)	☐
			申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類(※2)及び医薬品購入費の明細書(領収書の提出による医療費控除の申告受付は令和2年度申告で終了しました。)	☐
	寄附金税額控除	裏面 5	寄附金の領収書又は寄附金控除に関する証明書など	☐

(※1) 従来の医療費控除からセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

(※2) 詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」を参照してください。

その他

●申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。

●郵送の場合、収支内訳書以外の提出資料は、コピーでも差し支えありません。

●市民税・県民税が課税になる人には、毎年6月中旬に納税通知書を送付します。給与からの天引き(特別徴収)によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には、納税通知書を送付していません。



郵送の場合の添付書類については、添付書類台紙を参照してください。

下書き用（控用）として活用してください

令和 7 年度

県民税（国民健康保険税）申告書

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る徴収方法の選択

課	收	無	望	納	還	票	写
---	---	---	---	---	---	---	---

☐ 給与から差引き (特別徴収) ☐ 自分で納付 (普通徴収)

分離開税に係る所得がある人は、あわせて「市民税県民税申告書（分離開税専用）」の提出が必要となります。該当する人は市民税県税を連絡してください。

令和7年1月1日現在の住所

現住所

電話番号（自宅・勤務先・携帯）

令和 年 月 日 提出

フリガナ

氏 名

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

個人番号

収入がなかった場合は、裏面 **2** を記入してください。(遺族・障害年金のみの場合も含む)
※扶養している家族がいた場合は、裏面 C・D・G 欄も記入してください。

控

所得控除の内訳（社会保険料等支払額）

所得控除の内訳（人的控除）

9

氏
フ ガ
氏
フ ガ
氏

16 歳未満の扶養親族E 收入金額等

G 所得控除額

申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピー
を取られるかこちらの下書き用（控用）を活用
してください。

裏面

1給与収入の内訳

給与収入（パート・アルバイトを含む）のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。

月	勤務先	収入
1		円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		円
合計		円

※5、8の控除を受ける場合は、領収書等を必ず添付してください。

4総合譲渡・一時所得に関する事項

区 分		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (収入－必要経費)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					サ
一時						シ

所得金額をそれぞれ表面のコ、サ、シ及び⑩に記入してください。

合計コ＋{(サ＋シ)×1/2}

⑩小数点以下切捨て

5寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
岩手県共同募金会、日赤岩手県支部分・ 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	県	
	市	

7配当所得に関する事項

令和6年度から所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。配当所得の内訳について、下の欄に記入してください。

配 当	
株式配当	円
支払者の名称	
他証券配当	円
支払者の名称	
外貨証券配当	円
支払者の名称	
上記以外の配当	円
支払者の名称	

9別居の扶養親族等に関する事項（表面⑭～⑳・D・裏面6より）

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。

フリガナ		住 所
氏 名		
個人番号		
フリガナ		住 所
氏 名		
個人番号		

11所得金額調整控除に関する事項

表面で扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）、控除対象配偶者、同一生計配偶者として記載している以外に所得金額調整控除の対象扶養親族がいる場合は、記入してください。

フリガナ		続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏 名			明・大 昭・平・令	
個人番号		特別障害者に該当する場合		

2収入がなかった人等の記入欄（表面より）

(令和6年中に収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。)

1 下記の人から扶養又は仕送りをされていた。

住所

フリガナ

氏名(続柄)

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

勤務先名

2 学生であった。

大学 卒業(見込み) 年 月 学校

3 その他下記のような状況であった。

雇用保険(失業保険)、労災保険等の給付を受けていた。

遺族年金、障害年金等を受けていた。

生活保護法による生活扶助を受けていた。

病気療養中

預貯金で生活していた。

その他

3雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	所 得 金 額 (収入－必要経費)
		円	円	円

6事業専従者に関する事項

カナ氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平		円
個人番号				
		明・大 昭・平		円
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無		専従者の数		専 給 額 合 計
承認あり・承認なし		配	他	円

8雑損控除に関する事項(表面㉔より)

損害の原因	損 害 金 額
	a 円
損害年月日	保険金などで補填される金額
年 月 日	b 円
損害を受けた資産の種類	差引損失額のうち、災害関連支出の金額
	c 円

10事業税に関する事項

この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

非課税所得など	番号	所得金額
		円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
		円
令和6年中の開(廃)業	開始 廃止	月 日
☐ 他都道府県の事務所等		

11所得金額調整控除に関する事項

表面で扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）、控除対象配偶者、同一生計配偶者として記載している以外に所得金額調整控除の対象扶養親族がいる場合は、記入してください。

フリガナ		続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏 名			明・大 昭・平・令	
個人番号		特別障害者に該当する場合		